

# 調査の概要

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

本調査は、地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条の規定に基づき政令で指定している土壌改良資材（以下「政令指定土壌改良資材」という。）について、農業用払出量を把握し、その安定供給等による地力の増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的としている。

### (2) 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

### (3) 調査機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部が実施した。

### (4) 調査の体系



### (5) 調査の対象

全国の政令指定土壌改良資材の製造業者及び輸入業者を対象とした。

### (6) 抽出（選定）方法

#### ア 国内生産土壌改良資材の農業用払出量調査

政令指定土壌改良資材の製造業者のうちバークたい肥製造業者については、6年に1回の全数調査とし、その中間の調査実施年（以下「中間年」という。）は、直近（平成30年）の全数調査の結果を母集団にして、農業用払出量の多い順に全農業用払出量の90%をカバーするまでの製造業者（以下「バークたい肥標本事業者」という。）を対象とした。また、政令指定土壌改良資材の製造業者のうちバークたい肥製造業者以外の製造業者については、全ての製造業者を調査の対象とした。

#### イ 輸入土壌改良資材の農業用払出量調査

全ての政令指定土壌改良資材輸入業者を対象とした。

(7) 調査事項

ア 国内生産土壌改良資材の農業用払出量調査

事業者名、土壌改良資材の名称、土壌改良資材の種類、農業用払出量（家庭園芸用を含む。）

イ 輸入土壌改良資材の農業用払出量調査

事業者名、輸入土壌改良資材の名称、輸入土壌改良資材の種類、国名、農業用払出量（家庭園芸用を含む。）

(8) 調査の時期

ア 調査対象期間

調査対象年の1月から12月までの1年間（2年周期で実施）

イ 調査実施期間

調査票の配布：調査対象年の翌年3月上旬

調査票の回収：調査対象年の翌年3月31日

(9) 調査の方法

農林水産省から調査対象者に対して郵送又はオンラインにより調査票を配布し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する方法で実施した。

(10) 集計・推計方法

ア 国内生産政令指定土壌改良資材の種類別農業用払出量の全国値

製造業者の調査結果の積上げにより集計した。ただし、令和4年調査は中間年であることから、バークたい肥製造業者のバークたい肥の農業用払出量は、次式により推計した。

$$\begin{aligned} \text{全国値} &= \frac{\text{バークたい肥標本事業者の当年のバークたい肥農業用払出量}}{\text{全数調査年におけるバークたい肥標本事業者のカバー率 (x)}} \\ x &= \frac{\text{全数調査年のバークたい肥標本事業者のバークたい肥農業用払出量}}{\text{全数調査年の全てのバークたい肥農業用払出量の合計}} \end{aligned}$$

イ 輸入政令指定土壌改良資材の種類別輸入国別農業用払出量の全国値

輸入業者の調査結果の積上げにより集計した。

(11) 調査対象数

	調査対象数 ①	有効回答数		有効回答率 ③=②/①
		②	オンライン回答数	
国内生産土壌改良資材の農業用払出量調査	85	82	35	96.5%
輸入土壌改良資材の農業用払出量調査	15	14	7	93.3%

注：「有効回答数」とは、集計に用いた調査対象の数である。

## (12) 実績精度

### ア 国内生産土壌改良資材の農業用払出量調査

全数調査（バークたい肥を除く。）のため、実績精度の算出は行っていない。バークたい肥については、カバレッジ方式による有意抽出による調査を実施しているため、実績精度の算出は行っていない。

### イ 輸入土壌改良資材の農業用払出量調査

全数調査のため、実績精度の算出は行っていない。

## 2 用語の説明

### (1) 政令指定土壌改良資材

調査の対象としている土壌改良資材は、地力増進法（昭和59年法律第34号）第11条の規定に基づき、同施行令（昭和59年政令第299号）で指定している12種類の土壌改良資材（泥炭、バークたい肥、腐植酸質資材、木炭、けいそう土焼成粒、ゼオライト、バーミキュライト、パーライト、ベントナイト、VA 菌根菌資材、ポリエチレンイミン系資材及びポリビニルアルコール系資材）。

### (2) 農業用払出量

当該年の1月から12月の間に農業用に払い出された政令指定土壌改良資材の量（肥料、農薬、培養土等への添加物用及び原料として使用又は出荷されたものについては、農業用払出量に含めない。）。

## 3 利用上の注意

(1) 数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 統計表の統計表示については、次の記号を用いた。

「－」： 事実のないもの

「nc」： 計算不能

(3) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、『土壌改良資材の農業用払出量調査結果』（農林水産省）による旨を記載してください。

## 4 統計表についてのお問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 面積統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線 3681

（直通）03-6744-2045

※ 統計表に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】